

建築基準法43条第2項第1号認定及び同項第2号一括許可基準の運用方針

31 世建調第 124 号
令和元年 6 月 25 日

法第 43 条第 2 項第 1 号の認定及び同項第 2 号の許可を適用するにあたり、次の要件を満たすものとする。

- 一 法第 28 条及び、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 20 条第 2 項の規定においてはこの道を水面等とみなして適用する。（採光等）
- 二 法第 52 条第 2 項の規定においては、この道の幅員を道路（水路を除く）の幅員とみなして適用する。（容積率 $\ast 4/10 \cdot 6/10$ ）
- 三 法第 56 条第 1 項第一号の規定は、基準 1 から 3 において、この道（水路を除く）を前面道路とみなして適用する。
法第 56 条第 2 項から第 4 項（道路斜線緩和）の規定は、基準 3 において適用しない。
法第 56 条第 7 項（天空率）の規定は、基準 2 及び 3 において適用しない。
- 四 法第 58 条の規定においては、この道を水面等（1 / 2）とみなして適用する。（高度斜線）
- 五 敷地面積の算定方法については、この道を道路とみなし、令第 2 条第 1 項第一号の規定を適用する。敷地面積の最低限度を下回る場合は法第 53 条の 2 第 1 項第四号に基づく許可が必要。
- 六 基準 3 において、許可条件として「準耐火建築物」とすることを付す場合は、法第 53 条第 3 項第 1 号（建蔽率緩和）の規定は適用しない。
- 七 基準 3 の道は、本基準施行日において現に存在する道で、相当の期間、建築物が建ち並び、一般の交通の用に供されているものを対象とする。
- 八 基準 3 における道の部分については、不動産登記簿上分筆し、地目を公衆用道路として登記すること。

一部改正：平成 19 年 8 月 31 日
一部改正：平成 25 年 5 月 21 日
一部改正：平成 30 年 9 月 25 日
一部改正：令和元年 6 月 25 日
施行：令和元年 6 月 25 日

世田谷区 都市整備政策部 建築調整課 許可・認定担当